障害者教育総論 資料

小野島 昂洋

2024-08-05

Table of contents

この資料	について	5
第1章	インクルーシブ教育と合理的配慮	7
1.1	障害モデル	7
	1.1.1 医学モデルと社会モデル	7
1.2	インクルーシブ教育とは	8
1.3	障害者の権利に関する条約	9
1.4	合理的配慮	9
	1.4.1 合理的配慮とは	9
1.5	補足資料(★)	11
	参考資料	11
第2章	特殊教育から特別支援教育へ	13
第3章	医療・福祉・地域との連携	15
第4章	視覚障害	17
4.1	視覚障害に関する基本的事項	17
第5章	聴覚障害	19
第6章	肢体不自由	21
第7章	知的障害	23
7.1	補足資料(★)	23
	7.1.1 診断基準等	23
第8章	病弱	25
第9章	限局性学習症	27
笙 10 音	注音欠如 • 多動症	20

4		Table of contents
第 11 章	自閉スペクトラム症	31
第 12 章	重複障害	33
参考文献		35

この資料について

この資料は愛知学院大学心理学部で開講している「障害者教育総論」という授業の補足資料です。授業では十分扱うことができなかった資料や学習のためのリソースを掲載しています。

書いた目的や時期が異なる資料を集めて、未編集のまま乗せているものもありますので常体と敬体が入り混じっていたりします。また、工事中の箇所を多々含みますので内容が頻繁に変わります。

各章の最後の方の★のマークがついた節は、初学者にとっては内容が詳細すぎたり、私が 勉強した際の記録として残してたものですので、通読には向きません。

第1章

インクルーシブ教育と合理的配慮

1.1 障害モデル

障害をどのようなものとして捉えるかによって、障害者への教育や支援のあり方は異なってきます。障害の捉え方は大きく分けると**医学モデル**と社会モデルの2つがあるとされています。

1.1.1 医学モデルと社会モデル

障害とは従来は個人が持っているものという考え方でした。そこでは,障害は病気・外傷などから直接的に生じるものとして捉えられており,障害によって生じる問題は個人に原因があるとされます。また,障害から生じる問題の解決のためには医療などの専門職による援助を必要とするものとされます。こうした障害の捉え方を医学モデルと呼びます。

これに対して、障害を様々な障壁と個人との相互作用の中で生じるとする捉え方が 1980 年代にイギリスにおいて出てきました。イギリスの障害学の研究者であるオリバー(Oliver)は、障害によって生じる問題は、障害のある人のニーズに応えるための適切なサービスを提供できなかった社会の側に原因があると考え、社会モデルを提唱しました。社会モデルでは、障害とは社会の中で生じるものなので、社会的な障壁を取り除くことで障害による不便を乗り越えようとします。

具体例で考えてみましょう。Table 1.1 には障害によって生じている問題の状況と、医学モデルと社会モデルにおけるそれぞれの問題解決の方向性の違いを示してあります。

状況	医学モデル	社会モデル
足が動かず車椅子を利用中。階段	足の機能を回復するた	エレベータやスロープを
が登れず、上の階へと移動でき	めの機能回復訓練を	設置して,車椅子のまま
ない。	行って登れるように	でも上の階へと移動でき
	する。	るようにする。
視力に問題はないものの,文字が	文字が読めるようにす	デジタル教科書と音声読
読めないため、教科書が読めず授	るための専門的な訓練	み上げ機能のあるパソコ
業に参加できない。	をして,読字能力を鍛	ンを使って内容を理解し、
	えて教科書を読めるよ	授業に参加できるように
	うにする。	する。

Table1.1: 医学モデルと社会モデルの障害の捉え方の比較

近年ではこうした2つの捉え方を対立させるのでなく統合して捉えようとしており、それ を統合モデルと呼ぶこともあります。

1.2 インクルーシブ教育とは

英語の inclusive には「包括的な」「だれでも参加できる」といった意味があります。インクルーシブ教育(inclusive education)とは、「だれもが参加できる教育」だと言えそうです。ここでは、インクルーシブ教育の定義や現状、その課題を学びます。

インクルーシブ教育は、1994年にユネスコとスペイン政府が共催した世界会議で採択された「特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ生命ならびに行動の枠組み」において提唱されました。その後、2005年にはインクルーシブ教育に関してユネスコがガイドラインを提案しています。そのガイドラインを元にして野口(2022)は以下のインクルーシブ教育を以下のように定義しています。

i インクルーシブ教育の定義

インクルーシブ教育は、多様な子どもたちがいることを前提とし、その多様な子ど もたち(排除されやすい子どもたちを含む)の教育を受ける権利を地域の学校で保 証するために、教育システムそのものを改革していくプロセス

ここでは、いくつかポイントを解説してみます。まず、定義の中で「多様な子どもたち (排除されやすい子どもたちを含む)の教育を受ける権利」という言葉に注目しましょう。インクルーシブ教育は多様な子どもたちの**教育を受ける権利**を保障するためのものです。教育を受ける権利は基本的人権に含まれるもので、誰もが持っているものです。

なぜこのようなことを明言する必要があるかというと, 障害児を含む多様な子どもたちは

現行の教育システムから排除されやすいからに他なりません。例えば、自閉スペクトラム症がある人は一般に聴覚的情報よりも視覚的情報の処理を得意としていて、指示が口頭のみで出される場合には活動にうまく参加できないことが多々あります。しかしながら、学校では指示が口頭のみで出されることが少なくありません。このような場合には、自閉スペクトラム症の人は活動にうまく参加できずに教育を受ける権利が十分に保証されているとはいえないでしょう。

もう一つ注目してほしいポイントは「教育システムそのものを改革していくプロセス」という箇所です。先の自閉スペクトラム症の例で述べたように教育をインクルーシブ教育というのは、教育のシステムを変えていく過程です

1.3 障害者の権利に関する条約

21 世紀初の人権条約

1.4 合理的配慮

障害者の権利に関する条約とともに新たに登場した概念に**合理的配慮**(reasonable accomodation)があります。この概念は障害者の権利を保障する手段として極めて重要です。

障害者権利条約において、合理的配慮を提供しないことは障害者への差別に当たると考えられています。日本では 2013 年に制定された「障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称: 差別解消法)において、学校や役所等の行政機関において合理的配慮の提供が義務化されて、2021 の改正において一般の事業者においても義務化されました。

1.4.1 合理的配慮とは

内閣府が啓発用に発行しているリーフレットである『「合理的配慮」を知っていますか?』では、合理的配慮の提供は次のように説明されています。

合理的配慮の提供の説明

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。 この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリア を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき(※) に、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること) を求めています。 ※ 言語(手話を含む。)、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。 通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

この説明における1つ目のポイントは「社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき」の箇所です。合理的配慮というのは、個別・具体的に何かしらのバリアを取り除くために提供されるものだということです。

この説明の 2 つ目のポイントは「負担が重すぎない範囲で」の箇所です。例えば、車椅子の利用者で 2 階にあるレストランへと入店できない人が、自分のためにエレベーターを設置してほしいと求めても、店にとっては負担が重すぎるため、この対応をする必要はありません。

ただし、この場合でも店側はレストランへと入店したいという障害のある人のニーズを汲み取った上でどのような対応なら可能かを話し合う必要がありません。障害がある人と事業者が行うこのような対話は**建設的対話**と呼ばれます。「負担が重すぎない範囲で」というのは事業者が対応しないための言い訳にはならないので注意しましょう。

学校の文化によっては、合理的配慮を検討する際に「前例がありません」や「特別扱いできません」といった理由(?)で、対応がなされないことがあります。しかし、こうした対応は内閣府が差別解消法の改正に際して作成したリーフレットにおいても、対話の際に避けるべき考え方として紹介されています。合理的配慮は、障害のある人が教育を受ける権利を保障するものという基本的な考え方に立ち返って必要な対応を検討するべきでしょう。

▲ 課題

内閣府のリーフレットを参照して、合理的配慮の具体例や建設的対話の具体例を確認してみましょう。

會理的配慮という語について

合理的配慮という語の「配慮」という語が日本語だと「やってあげる」ニュアンス を含むため、この訳語があまり適切でないのという議論があります。

小林・原田(2013)は reasonable accommodation の意味を正しく表現するために「現実的な調整」「理性的かつ変化し得る妥協」「双方合意の適切な環境調整」「相互努力による適度な調整」といった訳語を提案しています。

この概念を理解するときには,「配慮」という言葉に引きづられないことが重要でしょう。

1.5 補足資料 (★) 11

1.5 補足資料 (★)

参考資料

第2章

特殊教育から特別支援教育へ

第3章

医療・福祉・地域との連携

第4章

視覚障害

4.1 視覚障害に関する基本的事項

第5章

聴覚障害

第6章

肢体不自由

第7章

知的障害

7.1 補足資料 (★)

7.1.1 診断基準等

i DSM-5-TR の診断基準

知的発達症(知的能力障害)は、発達期に発症し、概念的、sy 会的、および実用的な領域における知的機能と適応機能両面の欠陥を含む障害である。以下の3つの基準を満たさなければならない。

- A. 臨床的評価および個別化,標準化された知能検査によって確かめられる,論理的 思考,問題解決,計画,抽象的思考,判断,学校での学習,および経験からの学習 など,知的機能の欠陥
- B. 個人の自立や社会的責任において発達的および社会的文化的な水準を満たすことができなくなるという適応機能の欠陥。継続的な支援がなければ、適応上の欠陥は、過程、学校、職場、および地域社会といった多岐にわたる環境において、コミュニケーション、社会参加、および自立した生活といった複数の日常生活活動における機能を限定する。
- C. 知的および適応の欠陥は、発達期の間に発症する。(American Psychiatric Association, 2022 高橋・大野監訳 2024, p. 37)

i ICD

第8章

病弱

第9章

限局性学習症

第 10 章

注意欠如・多動症

第 11 章

自閉スペクトラム症

第 12 章

重複障害

参考文献

American Psychiatric Association. (2022). Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders Fifth edition Text Revision. American Psychiatric Association. (米国精神医学会 高橋 三郎・大野 裕(監訳)染矢 俊幸・神庭 重信・尾崎 紀夫・村井 俊哉・中尾 智博(訳)(2024). DSM-5-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル 医学書院)

小林 翼・原田 未来(2013)。障害者の権利に関する条約』にある「合理的配慮」の概念について:とくにその訳の仕方に着目して 山梨障害児教育学研究紀要,7,59–69.

野口 晃菜 (2022). インクルーシブ教育について考えよう 野口 晃菜・喜多 一馬 (編) 差別のない社会をつくるインクルーシブ教育 (pp. 17–34) 学事出版